

2021 年の新税政策

岡山県上海事務所

2021 年から新たに実施されている税政策について、いくつかご紹介いたします。
年度の変わり目には新たな政策が実施されることが多く、企業の業種や所在地に関連するものもありますので、自社に関係がある政策が実施されるかどうか注視が必要となります。

➤ 電子領収書

- ・ 2020 年 12 月 21 日から、天津、河北、上海、江蘇、浙江、安徽、広東、重慶、四川、寧波、深圳の 11 地域の新規納税者を対象に専用領収書の電子化を実施しておりましたが、2021 年 1 月 21 日から、全国 36 地域の新規納税者を対象に、専用領収書の電子化を実施しました。
- ・ 専用領収書はこれまでの「専用領収書印」に代わり、電子署名を使用します。
- ・ 電子領収書の紙のプリントアウトを経費精算の根拠とする場合、紙の電子会計レシートも同時に保管する必要があります。

出所:「关于在新办纳税人中实行增值税专用发票电子化有关事项的公告」(国家稅務總局公告 2020 年第 22 号)

➤ 個人所得税の源泉徴収及び前納方法の簡易化

- ・ 2021 年 1 月 1 日より、前通年の課税年度に毎月、同一の企業から給与所得に対する個人所得税を源泉徴収して前払いしており、給与所得の年間収入が 6 万元を超えない居住者の場合、源泉徴収義務者は、当年度の給与所得に対する個人所得税を源泉徴収して前払いする際に、1 月以降の通年で 6 万元を基準に累積控除額を直接計算する。つまり、納税者の累積所得が 6 万元を超えない月には、個人所得税の源泉徴収と前払いは行われず、累積所得が 6 万元を超えた月とそれ以降の月には、個人所得税の源泉徴収と前払いが行われます。

出所:「关于进一步简便优化部分纳税人个人所得税预扣预缴方法的公告」(国家稅務總局公告 2020 年第 19 号)

➤ 広告宣伝費の税引前控除

- ・ 化粧品、医薬品製造、飲料製造(アルコール製造を除く)の製造または販売において、企業が負担した広告宣伝費は、当期の売上(事業)収入の 30%を超えない範囲で控除が認められ、超えた場合は将来の課税年度に繰り越すことができます。
- ・ この制度は 2021 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで実施されます。

出所:「关于广告费和业务宣传费支出税前扣除有关事项的公告」(国家稅務總局公告 2020 年第 43 号)

➤ 西部地域開発のための企業所得税政策

- ・ 2021年1月1日から2030年12月31日まで、西部地域に所在する奨励産業の企業に対して、企業所得税を15%の軽減税率で課税します。本条でいう奨励産業の企業とは、「西部地区奨励産業目録」に指定された産業プロジェクトを主な事業とし、その主な事業収入が企業の総収入の60%以上を占める企業となります。
- ・ 今回の発表でいう西部地域とは、内モンゴル自治区、広西チワン族自治区、重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区、陝西省、甘肅省、青海省、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区、新疆生産建設兵団を含みます。

出所:「国家发展改革委关于延续西部大开发企业所得税政策的公告」(国家稅務總局公告2020年第43号)